

監事会の会務執行の監査について



監事会監事長 稲木次之

この会報が発行されるのはいつになるか判りませんが、今は8月15日です。申すまでもなく終戦記念日であり、またその10日程前の8月6日には広島に、8月9日には長崎に新型爆弾が投下されました。日本の終戦の決定の大きな理由となったのがこれらの投下によるものと言われていますが、少なくとも終戦日の10日前には日本は勿論、米国も戦争が終わることは知っていた筈であります。にもかかわらず、広島にウランウム、長崎にプルトニウムという種類の異なる原子爆弾を投下したことは、それを実戦で用いてその効果を見たいという意思があったものと思われま

す。このような戦時の行為について、若し仮に国際法上監視する機関があったとしても、その時直ちに米国政府の責任を追及することは困難であり、また、すでに行われた事を元に戻すことはできず、そのような機関は無力なものであります。

話は急に小さくなりますが、我が日本弁理士会においては、数年前某会員に審査委員会で退会の決定がされ、通商産業大臣にその申請がされました。しかし、大臣がその申請を認める直前に某会員は自発的に退会を申請し、そのため大臣の許可申請は取下げられました。従って、某会員は再度弁理士会に登録申請を行うことに何の障害もないことになりました。

当時、監査機能を持っていた常議員会では少し問題になった様ですが、当時の会長の責任を追及することも、具体的に質問することはありませんでしたが、それも、結果が出てからそれを取り消すことはできないという理由からではないかと考えます。

(勿論、常議員の方々の当時の会長に対する温情もあったと思いますが)

監事会の外部監事である染野義信先生によれば「監査は過ちを将来も行わないようにすることで意義がある。」と述べられています。

原子爆弾投下については、それが犯罪であるとの明確な判断はされていませんが、当会の事件については、その後の弁理士法改正により、弁理士たる資格を有すれば登録しなければならない、という規定が改正され、弁理士法第19条には(登録の拒否)の規定が設けられ、登録審査会の議決に基づき「弁理士の信用を害するおそれがあるとき」は登録を拒否することができるようになりました。

これは、当時の常議員会での議論、およびそれに対する会員の意思が実を結んだ結果であります。

現状の監事会の会務執行の監査は、正副会長会の議事録を見て、担当副会長に質問し、回答を得るという無意味とも思えることを行っていますが、それは会務の執行が会員に対しても、また依頼者を含む一般社会においても適正に行われることを将来において保障するものであると考えることができます。

さらに加えれば、監事会で問題となった事項があれば、それを正副会長会が取り上げ、何らかの手段で会員に知らせれば、会員または会員の団体である各会派が意見を述べることができ、日本弁理士会、弁理士制度、延いては知的所有権制度の円滑な運用、発展ができると思います。

蛇足ですが、皆さん日弁又は各会派の活動に奮って参加して下さい。